

日本労働年鑑 第53集 1983年版  
The Labour Year Book of Japan 1983

第二部 労働運動

VI 権利闘争

3 不当労働行為の審査の迅速化等について—労使関係法研究会の報告書

労使関係法研究会の報告

一九七八年四月、労働大臣から不当労働行為の審査促進のための施策について諮問を受けていた労使関係法研究会(会長・石川吉右衛門東大名誉教授他一五人の委員で構成)は、八二年五月二二日「労働委員会における不当労働行為事件の審査の迅速化等に関する報告」をまとめ、労働大臣に答申した。労使関係法研究会は、労使関係法の運用の実情および問題点についての調査研究を目的として、一九五九年一月から労働大臣の依頼に基づいて開催され、一九六六年一月には、民間部門の労使関係に適用される諸法規について報告をおこない、一九七七年九月には、公共部門の労使関係に適用される諸法規について報告をおこなっている。

今回の報告は労働委員会における不当労働行為事件の審査をめぐる諸問題に関し、三九回に及ぶ会合と各方面からの意見聴取、実地調査をおこなって検討を重ねてきた結果をとりまとめたものである。

一九六〇年代後半以降の不当労働行為事件数の著しい増加と事件の複雑化・多様化は、審査の甚しい遅延と救済の実効性欠如を浮き彫りにすることとなり、労働委員会関係者、労働法学界、労働界等において不当労働行為審査制度のあり方をめぐってさまざまな論議を呼んできたところである。とりわけ、審査の遅延は「不当労働行為はやり得」ということになりかねず、団結権侵害を受けた労働者、労働組合にとっては深刻な問題であり、労働委員会の改善・民主化闘争は団結権保障の実質的担保を求める権利闘争の課題として位置づけられてきた。

報告の内容

報告は、不当労働行為事件の処理状況等の実情の分析と問題点を詳細に検討しており、今後不当労働行為事件審査の運用や制度の改革について検討するに際して重要な素材となるものと思われる。

報告は、「I はじめに」「II 実情」「III 問題点の検討」「IV まとめ」により構成されている。「I はじめに」は、不当労働行為事件の審査の迅速化等のための施策を検討するに当たっての研究会の基本的な考え方をのべたものである。

報告の基本的な考え方は、現行制度の基本的枠組みを前提とした法律、規則または運用上の方策を内容とするものであり、部分的に現行制度を改めるべきとする点(取消訴訟における審級省略及び新証拠の提出制限)があるが、全体として現行制度について根本的な再検討を加える立場はとらないとするものである。その理由について、報告は、第一に研究会の各委員がそれぞれ持つ「あるべき審査手続」についてのイメージや「不当労働行為制度の本質」についての見解が大きく異なっていること、第二に、答申の内容たる施策の実現可能性を配慮したこと、をあげている。

「II 実情」は、不当労働行為事件の処理状況を統計資料により明らかにするとともに労働委員会において審査に長期間を要している原因を分析したものである。

「III 問題点の検討」は、不当労働行為事件の迅速な処理に係る問題点を具体的に検討したものである。

「IV まとめ」は、検討結果の要点をのべたものである。

報告の概要は以下のとおりである。

## 【不当労働行為の審査の迅速化等について(要旨)】

(一)ア 労働委員会における不当労働行為事件の係属件数及び処理日数は、全体的に増加しているが、その状況は、労働委員会によって、また、事件の内容によって大きな差異がみられる。すなわち、東京、大阪の各地労委及び中労委においては、他の労働委員会と比較して係属件数が特に多く、処理日数も多くなっている。また、同一企業内に複数の労働組合が存在する場合における昇給・昇格等差別事件などのように複雑な内容をもつ事件の処理日数は、他の事件のそれと比較して特に多く、他方、団交拒否事件のように比較的単純な内容の事件の処理日数は少ない。

労働委員会が命令を発した事件のうち少なからぬものについては、再審査が申し立てられ、あるいは取消訴訟が提起されていて、解決までに更に長時間を要している。

イ 労働委員会において事件処理に長時間を要している原因としては、次のようなものがある。

(1) 不当労働行為事件の係属件数が昭和四〇年代に飛躍的に増加し、高い水準にあること。

(2) 昇給・昇格等差別事件などの複雑な内容をもつ事件が昭和四〇年代以降に増加していること。

(3) 労働委員会の審査が争点・証拠の整理、証人尋問の指揮等の点において必ずしも効率的に進められていないこと。

(4) 労働委員会の審査手続において不当労働行為事件の当事者が、その迅速な進行の要請には必ずしも合致しない態度をとる場合があること。

(二) 不当労働行為事件の審査の迅速化のため、今後、以下の諸点について検討すべきである。

### (1) 調査の充実

調査においては、争点・証拠の整理等の審問準備を十分に行い、事件処理の見通しを立てることが肝要であり、そのためには、労働委員会は、例えば現地調査や事務局調査の一層の活用を図るべきである。

### (2) 審問における主導的な審査指揮の行使

審問においては、審査委員が証人尋問等の手続の進行を主導的に指揮すべきである。また、証人尋問の際に、主尋問と反対尋問とを原則として同一期日に行うことも必要である。

### (3) 団交拒否事件の迅速な処理についての特別な配慮

団交拒否事件は、その性質上、他の事件と比較してより迅速に処理されるべきであり、労働委員会は、その迅速処理について特別に配慮すべきである。また、中労委は、労委規則上、団交拒否事件については、審査委員が調査開始後速やかに被申立人に対して、口頭により答弁することを求める途を新たに開くことを検討すべきである。

### (4) 労働委員会の事務局の強化

労働委員会の審査体制については、事務局の強化が必要不可欠であり、国及び都道府県は、審査事務について専門的な知識・経験を有する職員を必要数確保し、専門職として事務局に配置することにより、これらの職員が公益委員を十分に補佐することができるようにすべきである。また、労働委員会は、担当職員が審問において制度上審査委員の指揮のもとに自ら発問・尋問を行うことができるようにすべきである。

### (5) 取消訴訟における審級省略及び新証拠の提出制限の制度の導入

労働委員会の命令に対する取消訴訟の早期決着を図るため、中労委の審査体制の強化と併せて、その再審査命令に対する取消訴訟について審級省略及び新証拠の提出制限の制度を導入することは十分に検討に値する。

(6)罰金等の額の見直し

救済命令の実効を確保するため、現行の罰金及び過料の額を再検討すべきである。

(三)不当労働行為事件の処理日数は、労働委員会により、また事件の内容に応じて異っており、したがって審査の迅速化のための取り組みも、そのような状況の多様性に応じてなされなければならない。この意味において、各労働委員会が従来から試みてきた運用上の種々の工夫は貴重なものであり今後とも一層の努力を積み重ねることが要請される。

また、労働委員会ばかりでなく、当事者その他の関係者も過去の慣行にとらわれず、それぞれの立場においてできる限りの努力をし、審査の充実と迅速化のために努力することが強く望まれる。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---